

第83回がん対策推進協議会

資料2-11

令和4年10月13日

「これらを支える基盤の整備」分野に係る がん対策推進基本計画の見直しについて

厚生労働省

健康局 がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

がん研究

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

がん研究10か年戦略の概要 (平成26年3月31日 文部科学、厚生労働、経済産業3大臣合意)

「根治・予防・共生 ～患者・社会と協働するがん研究～」

戦略目標

我が国の死亡原因第一位であるがんについて、患者・社会と協働した研究を総合的かつ計画的に推進することにより、がんの根治、がんの予防、がんとの共生をより一層実現し、「基本計画」の全体目標を達成することを目指す。

「基本計画」の全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の
苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

(3) がんになっても安心して暮らせる
社会の構築

今後のあるべき方向性

- ・産官学が一体となり、「がんの本態解明研究」と「実用化をめざしたがん研究」が一体的かつ融合的につながった疾患研究として推進
- ・臨床現場から新たな課題や国民のニーズを抽出し研究へと還元する、循環型の研究開発
- ・研究成果等の国民への積極的な公開による、国民ががん研究に参加しやすい環境の整備と、がん研究に関する教育・普及啓発
- ・研究推進における利益相反マネジメント体制の整備

【研究開発において重視する観点】

・がんの根治をめざした治療
・がん患者とその家族のニーズに応じた
苦痛の軽減

・がんの予防と早期発見

・がんとの共生

具体的研究事項

- (1) がんの本態解明に関する研究
- (2) アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発
に関する研究
- (3) 患者に優しい新規医療技術開発に関する研究
- (4) 新たな標準治療を創るための研究
- (5) ライフステージやがんの特性に着目した重点研究領域
1) 小児がん 2) 高齢者のがん
3) 難治性がん 4) 希少がん等 に関する研究

- (6) がんの予防法や早期発見手法に関する研究
- (7) 充実したサバイバーシップを実現する
社会の構築をめざした研究
- (8) がん対策の効果的な推進と評価に関する研究

・がん研究を継続的に推進していくため、
研究者の育成等にも取り組む。

革新的がん医療実用化研究事業

事業概要(背景・目的)

本研究事業では、文部科学省・経済産業省と連携し、基礎的・基盤的研究成果を確実に医療現場に届けるため、主に応用領域後半から臨床領域にかけて予防・早期発見、診断・治療等、がん医療の実用化をめざした研究を「健康・医療戦略」及び「がん研究10か年戦略」に基づいて強力で推進し、健康長寿社会を実現するとともに、経済成長への寄与と世界への貢献を達成することをめざす。

令和5年度概算要求のポイント

第3期がん対策推進基本計画およびがん研究10か年戦略に基づき、小児・AYA世代のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がん等に関する研究や治療法の開発、がんの治療に伴う副作用・合併症・後遺症に対する予防と支持療法といった患者のQOL向上に資する研究等を重点的に支援する。

がん患者のより良い医療の推進のため、特に、個別化医療に資するコンパニオン診断薬の研究・開発及び新たながん治療薬、遺伝子改変免疫細胞(CAR-T)に係る臨床研究、小児がん・希少がん等に係る臨床試験、がん・難病に係る全ゲノム解析等、高額化する医療費(薬剤費)を鑑みた治療法開発、非翻訳領域におけるゲノム異常の臨床的意義付けと新規医療シーズ開発に資する研究を推進する。

これまでの成果概要等

がんの生物学的本態解明に迫る研究開発や、患者のがんゲノム情報等の臨床データに基づいた研究開発、個別化治療に資する診断薬・治療薬の開発、免疫療法や遺伝子治療等をはじめとする新しい治療法の実現してきた。(令和4年3月時点)

①医薬品プロジェクト

【アウトプット】

- ・非臨床POCの取得件数 実績 6件
- ・臨床POCの取得件数 2件

【アウトカム】

- ・シーズの企業への導出件数 6件
- ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行 3件
- ・薬事承認件数(新薬、適応拡大) 3件

②医療機器プロジェクト

【アウトプット】

- ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の開発を計画する課題採択 1件

【アウトカム】

- ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の薬事承認 0件

③再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

【アウトプット】

- ・治験に移行した研究課題数 5件 (うち、遺伝子治療 3件)

【アウトカム】

- ・企業へ導出される段階に至った研究課題数 3件 (うち遺伝子治療の件数 0件)
- ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行 6件
- ・薬事承認件数(新薬、適応拡大) 1件

④ゲノム・データ基盤プロジェクト

- ・臨床POCの取得件数 3件
- ・研究成果の科学誌への論文掲載状況(インパクトファクター5以上) 322件
- ・研究成果の科学誌(インパクトファクター5未満等の他の科学誌)への論文掲載 298件

⑤疾患基礎研究プロジェクト

【アウトカム】

- ・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出 1件

がん対策推進総合事業

事業概要(背景・目的)

がん研究については「がん対策推進基本計画」に基づく新たながん研究戦略として文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3大臣確認のもと、平成26年3月に「がん研究10か年戦略」が策定された。本戦略を踏まえ、がんの根治・予防・共生の観点に立ち、患者・社会と協働するがん研究を念頭において推進することとし、本研究事業では、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決するため、「がん研究10か年戦略」で掲げられた「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究領域」と「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究領域」の2領域について、介入評価研究も含めた調査研究等を中心に推進する。また、平成30年に策定された第3期基本計画では、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」を3つの柱としており、これらのがん対策における横断的な対応が必要とされる基盤として、がん研究を推進する。

令和5年度概算要求のポイント

- ・ 継続研究課題のうち、がん全ゲノム解析等の推進に向けた患者還元、解析・データセンター、ELSI等に係る技術評価、体制構築についての研究について優先的に推進する。
- ・ 新規に、がん対策推進基本計画におけるがん予防に資する研究、がん対策推進基本計画におけるがん医療の充実に資する研究、がん対策推進基本計画におけるがんとの共生に資する研究等を推進する。

これまでの成果概要等

- ・ 乳がん検診の適切な情報提供に関する研究(令和2年度に終了)
ブレスト・アウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の啓発のため、自治体等で活用できるリーフレットを作成した。
- ・ 進行がん患者に対する効果的かつ効率的な意思決定支援に向けた研究(令和4年度において継続中)
進行がん患者の療養に関するモバイル端末による意思決定支援プログラムを開発し、これに基づいてモバイルアプリケーションを作成した。また、介入マニュアルを作成し、これを用いて介入者を養成した。
- ・ がんリハビリテーションの均てん化に資する効果的な研修プログラムの策定のための研究(令和4年度において継続中)
がん患者の社会復帰や社会協働という観点を踏まえ、がんのリハビリテーション研修の学習目標を設定、研修プログラム見直し、e-learningシステムを開発し、研修マニュアルを作成した。
- ・ がん患者に対する質の高いアピランスケアの実装に資する研究(令和4年度において継続中)
アピランスケアの質の担保と均てん化を図るため、e-learningシステムによる医療者向けアピランスケア教育プログラムを作成した。
- ・ 障害のあるがん患者のニーズに基づいた情報普及と医療者向け研修プログラムの開発に関する研究(令和4年度において継続中)
視覚に障がいのある方が新型コロナウイルスに感染し入院した際の医療従事者と支援スタッフのためのサポートガイドに関する資料を作成した。

「がん研究10か年戦略」の中間評価について

- 「第3期がん対策推進基本計画」（平成30年3月9日 閣議決定）
 - 「がん研究10か年戦略」は、本基本計画を踏まえ、中間評価や内容を見直すこととしており、国は、現在のニーズや我が国に求められる研究について、有識者の意見を参考にしつつ見直す。
- 「がん研究10か年戦略の進捗評価に関する研究」（代表研究者 国立がん研究センター 藤原康弘）を基にした「今後のがん研究のあり方に関する有識者会議」（座長 国立がん研究センター理事長 中釜斉）の議論を踏まえ、平成31年4月にがん研究10か年戦略の中間評価を行った。



- がん研究全体として、概ね順調に進捗している。
- 10か年戦略の枠組みである8つの柱（具体的研究事項）については維持し、第3期がん対策推進基本計画で「取り組むべき施策」への対応を含め、各柱毎に現在の課題と後半期間で取り組むべき研究の方向性をまとめた。
- また、シーズの探索的研究、ゲノム医療や免疫療法などの新たな治療法に係る研究といった各柱にまたがる研究については、「横断的事項」としてまとめた。

8つの柱（具体的研究事項）

- (1) がんの本態解明に関する研究
- (2) アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発に関する研究
- (3) 患者に優しい新規医療技術開発に関する研究
- (4) 新たな標準治療を創るための研究
- (5) ライフステージやがんの特性に着目した重点研究領域
(小児がん・高齢者のがん・希少がん・難治性がんに関する研究)
- (6) がんの予防法や早期発見手法に関する研究
- (7) 充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究
- (8) がん対策の効果的な推進と評価に関する研究

横断的事項

シーズ探索、ゲノム医療、免疫療法、リキッドバイオプシー、AI等の新たな科学技術の利活用、基盤整備など

全ゲノム解析等実行計画（第1版）

全ゲノム解析の目的

- **全ゲノム解析等は、一人ひとりの治療精度を格段に向上させ、治療法のない患者に新たな治療を提供するといったがんや難病等の医療の発展や、個別化医療の推進等、がんや難病等患者のより良い医療の推進のために実施する。**

具体的な進め方

- **がんの全ゲノム解析等を進めるにあたり、まず先行解析で日本人のゲノム変異の特性を明らかにし、本格解析の方針決定と体制整備を進める。このため、最大3年程度を目処に当面は、主要なバイオバンクの検体(現在保存されている最大6.4万症例(13万ゲノム))及び今後提供される新たな検体数 α を解析対象とする。**
- がんの先行解析では、そのうち、当面は解析結果の利用等に係る患者同意の取得の有無、保管検体が解析に十分な品質なのか、臨床情報の有無等の条件を満たして研究利用が可能なものを抽出した上で、**5年生存率が低い難治性のがんや稀な遺伝子変化が原因となることが多い希少がん（小児がんを含む）、遺伝性のがん（小児がんを含む）（約1.6万症例（3.3万ゲノム））及び今後提供される新たな検体数 β について**現行の人材設備等で解析が可能な範囲で全ゲノム解析等を行う。※有識者会議での意見、体制整備や人材育成等の必要性を踏まえ、これらのがん種を優先して全ゲノム解析等を実施
- **難病の全ゲノム解析等を進めるに当たり、まず先行解析で本格解析の方針決定と体制整備を進める。このため、最大3年程度を目処に当面は、ゲノム解析拠点の検体（現在保存されている最大約2.8万症例（約3.6万ゲノム））及び今後提供される新たな検体数 α を解析対象とする。**
- 難病の先行解析では、そのうち、当面は解析結果の利用等に係る患者同意の取得の有無、保管検体が解析に十分な品質なのか、臨床情報の有無等の条件を満たして研究利用が可能なものを抽出した上で、**単一遺伝子性疾患、多因子性疾患、診断困難な疾患に分類し、成果が期待できる疾患（約5500症例（6500ゲノム））及び今後提供される新たな検体数 β について**現行の人材設備等で解析が可能な範囲で全ゲノム解析等を行う。※有識者会議での意見、体制整備や人材育成等の必要性を踏まえ、これらの疾患を優先して全ゲノム解析等を実施
- がん・難病の先行解析後の本格解析では、先行解析の結果や国内外の研究動向等を踏まえ、新たな診断・治療等の研究開発が期待される場合等に数値目標を明確にして、新規検体を収集して実施する。数値目標は、必要に応じて随時見直していく。

体制整備・人材育成・今後検討すべき事項

- 本格解析に向けた体制整備・人材育成、倫理的・法的・社会的な課題への対応、産学連携・情報共有の体制構築、知的財産等・費用負担の考え方、先行研究との連携について引き続き検討を進める。

事業目的

- 全ゲノム解析等の成果をより早期に患者に還元する（※）。
- 新たな個別化医療等を実現し、日常診療への導入を目指す。
- 全ゲノム解析等の解析結果を研究・創薬などに活用する。

（※）全ゲノム解析等の成果のうち診療に役立つデータは速やかに可能な限り当該患者に還元する。

「全ゲノム解析等実行計画 2022」 (令和4年9月策定)

がん・難病等の克服



PPI, ELSIの推進

戦略的なデータ蓄積

患者への還元

- 医薬品開発による新規治療法等の提供
- 臨床研究、治験等への参加機会の提供
- 個々のゲノム情報に基づく予防法、早期発見・診断法、治療法等の提供

国民へ質の高い医療を届ける

蓄積されたデータを用いた研究・創薬



新たな個別化医療の実現

質の高い情報基盤の構築

- 全ゲノムデータ
- マルチオミックスデータ
- 臨床情報等

解析結果の日常診療への導入



データ提供とデータ活用

全ゲノム解析等

※ 患者・市民参画 (Patient and Public Involvement, PPI)、倫理的・法的・社会的課題 (Ethical, Legal and Social Issues, ELSI)
※ 本実行計画における「がん」とは、難治性がん、稀少がん、小児がん、遺伝性がん等の全ゲノム解析等による一定の効果が見込まれるが民間だけでは研究・創薬等が困難ながん種を想定。

「全ゲノム解析等実行計画」の目的と出口戦略（がん領域）

| 目的 | 出口戦略 | 対応案 |
|------------------------------|--|--|
| ○全ゲノム解析等の成果をより早期に患者に還元する。 | 適切な治療方法の選択や新たな診断技術としてエビデンスが得られたものについては、順次、先進医療等として実施したうえで、保険適用を目指す。比較的短期間での成果を目指す。 | ○出口戦略チームの基本コホート ・既知の変異に対して承認済みの既存薬剤を、速やかに臨床的に適応がある患者へ届けるシステム等の構築 |
| ○新たな個別化医療等を実現し、日常診療への導入を目指す。 | 新規臨床試験（治験含む）により新たな個別化医療等を実現し、日常診療への導入を目指す。成果を得るまでには、一定期間（数年程度）を要する。 | ○出口戦略チームの戦略コホート ・既知および新規の変異に対する既存薬剤の適応拡大のシステム等の構築 ・新たな個別化医療のための治験や臨床試験等の実施 |
| ○全ゲノム解析等の結果を研究・創薬などに活用する。 | アカデミアや産業界と連携した取組を推進し、蓄積されたゲノムデータ等の利活用による研究・創薬等を推進する。成果を得るまでには、一定期間を要する。 | ○事業実施組織準備室の支援によるアカデミアフォーラム、産業フォーラムの構築 ○事業実施組織による利活用推進 ○高度な横断的解析の推進 |

基本コホート

・既知の変異に対して承認済みの既存薬剤を、速やかに臨床的に適応がある患者へ届けるシステム等の構築

戦略コホートa ・既存および新規の変異に対する既存薬剤の適応拡大に向けた治験等（システム構築を含む）

戦略コホートb ・例：免疫ゲノムコホート構築および、新たな個別化医療等のための治験や臨床試験等

戦略コホートc ・例：リキッド、オミックス解析追加コホート構築および、新たな個別化医療等のための治験や臨床試験等

戦略コホートd ・例：臓器別コホート（スキルス胃がん、膵がん、TN乳がん等）、AI解析コホートなど

①集中管理、②全ゲノム解析、③臨床情報収集、④データ共有及び研究支援システムの構築

※基本コホートと、戦略コホートaは全例登録を想定。戦略コホートは臨床医が主体となり、A班等の経験を生かし構築する。各コホートには責任者を設置し、独自のコホート設定をしつつも、症例のコホート重複は可能とする。各戦略コホートは、R4年度中に前向き臨床研究の開始を目指す

「がん研究」に関する第3期中間評価について (第3期がん対策推進基本計画中間評価報告書より抜粋)

(中間評価指標及び指標測定結果)

| | | 2019年度 | 2018年度 |
|------|---|----------------|----------------|
| 4011 | 日本発の治療薬の創出に向けて導出された治験の数 (JCRP 現況報告) | 1件 累積15件 | 1件 累積14件 |
| 4012 | 日本発の診断薬の創出に向けて導出された治験の数 (JCRP 現況報告) | 1件 累積2件 | 1件 累積1件 |
| 4013 | 日本発の医療機器の創出に向けて導出された治験の数 (JCRP 現況報告) | 2件 累積2件 | 0件 累積0件 |
| 4014 | 日本臨床研究実施計画・研究概要公開システム (JRCT) に登録された研究数 括弧内は、当該年度において新規採択した課題数 (JRCT・AMED調査) | 70課題 (14課題) | 61課題 (19課題) |

(がん対策推進協議会としてさらに推進が必要と考える事項)

「がん研究10か年戦略」に基づき、順調な進捗であるが、各研究分野について、患者及びがん経験者の参画をより一層推進し、患者及びがん経験者目線で必要とされている領域の研究や、臨床現場でニーズの高い領域の研究を推進していく必要がある。

「がん研究」分野の見直しの検討の視点

■ 第3期中間評価及びこれまでの議論を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

- 「がん研究10か年戦略中間評価報告書」も踏まえ、がん研究のさらなる充実に向けて、次期「がん研究10か年戦略」に盛り込むべき視点について検討してはどうか。

(例)

- 小児・AYA世代のがんに対する治療薬開発に向けた研究
- 小児がん及び希少がん領域におけるドラッグラグの解消に向けた早期開発に資する研究
- 新しい治療法開発に向けて、工学・理学等の医学以外の分野と連携した研究
- がんゲノム医療の推進に向けて、「全ゲノム解析等実行計画」の着実な実行についても盛り込んではどうか。
- がん対策の一層の推進に向けて、基本計画の見直しの中で指摘された各分野の政策課題の解決に資する研究を推進することとしてはどうか。
- 患者目線の分かりやすい情報提供に向けて、適切な臨床研究等の情報提供のあり方について検討し、拠点病院等を中心に展開することとしてはどうか。
- 評価については、日本発の医薬品等の創出に向けて導出された治験数等を用いてはどうか。

人材育成



「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」の概要

1 背景

平成28年12月にがん対策基本法(平成18年法律第98号)が改正され、緩和ケアについて定義された。また、「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」では、がん以外の患者に対する緩和ケアや医師・歯科医師以外の医療従事者を対象とすることが必要との指摘があったこと等から、がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会を実施する。

2 目的

基本的な緩和ケアについて正しく理解し、緩和ケアに関する知識、技術、態度を修得することで、緩和ケアが診断の時から、適切に提供されることを目的とする。

3 研修対象者

- **がん等の診療に携わる全ての医師・歯科医師**
 - がん診療連携拠点病院等で働く者
 - がん診療連携拠点病院と連携する在宅療養支援診療所・病院、緩和ケア病棟を有する病院で働く者
- **緩和ケアに従事するその他の医療従事者**

4 研修会の構成

- 「e-learning」+「集合研修」



5 研修会の内容

i) 必修科目

患者の視点を取り入れた全人的な緩和ケア／苦痛のスクリーニングと、その結果に応じた症状緩和及び専門的な緩和ケアへのつなぎ方／がん疼痛の評価や具体的なマネジメント方法／呼吸困難・消化器症状・不安・抑うつ・せん妄等に対する緩和ケア／コミュニケーション／療養場所の選択、地域における連携、在宅における緩和ケア／アドバンス・ケア・プランニングや家族、遺族へのケア

ii) 選択科目

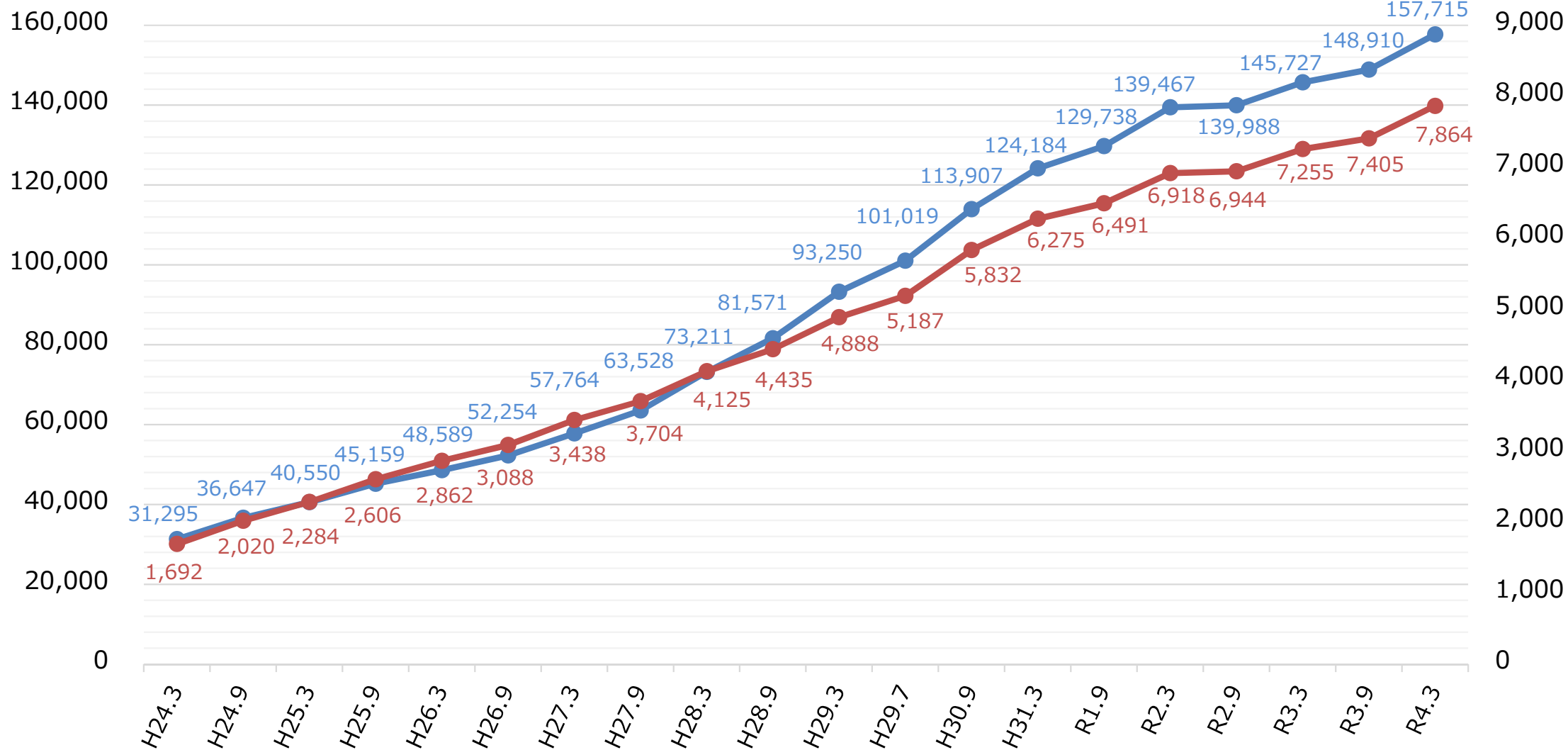
がん以外に対する緩和ケア／疼痛・呼吸困難・消化器症状以外の身体的苦痛に対する緩和ケア／不安・抑うつ・せん妄以外の精神心理的苦痛に対する緩和ケア／緩和的放射線治療や神経ブロック等による症状緩和／社会的苦痛に対する緩和ケア

「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」 開催回数と修了証書の交付枚数の推移（累積）

(累積交付枚数)

(累積開催回数)

● 累積交付枚数 ● 累積開催回数



第2期がん対策推進基本計画

第3期

がんのゲノム医療の実用化に必要な医療従事者を育成するとともに、がん相談支援センターにおけるゲノム医療に関する相談の対応方法等について検討することにより、がんのゲノム医療の医療現場での実用化を進める。

(1)がんのゲノム医療の実用化に必要な医療従事者の育成

- がん診療連携拠点病院等に勤務するがんのゲノム医療に携わる医療従事者が、がんのゲノム医療に関する遺伝子関連検査、患者・家族への伝え方、多職種との連携、意思決定支援等について必要な知識を習得できるよう、効果的に研修を実施するためのプログラム及び教材について、委員会を設置し検討を行う。
- 委員会において検討された内容に基づく教材等を活用し、がん診療連携拠点病院等に勤務するがんのゲノム医療に携わる医療従事者に対して研修を実施する。
- 研修の周知や参加申込み等を行うホームページを開設し、運用する。



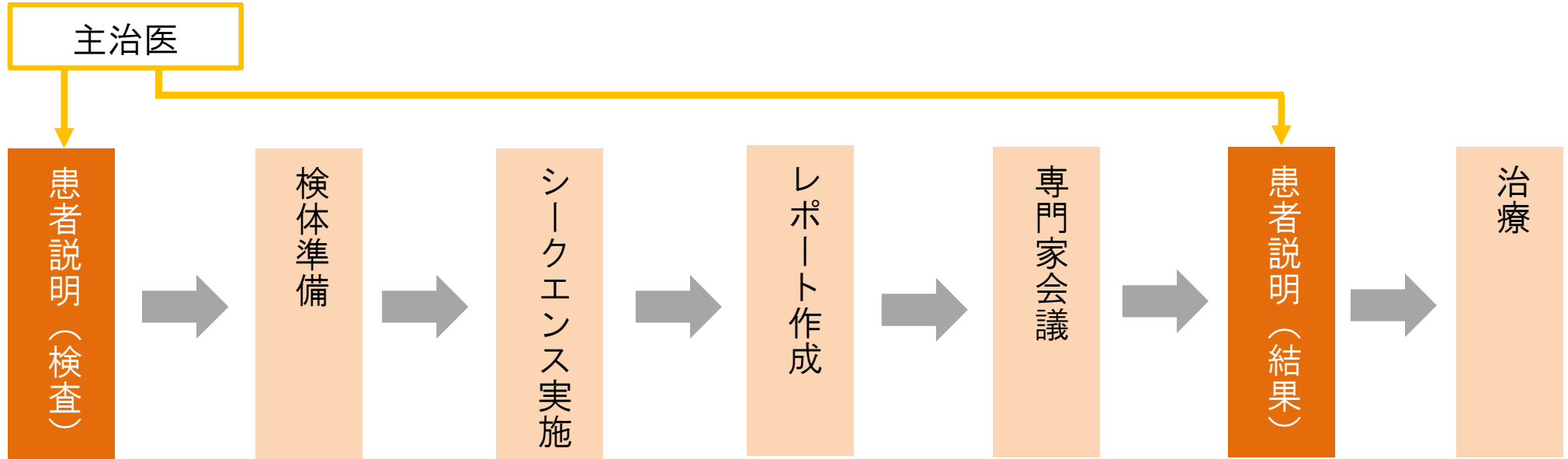
<http://www.jsmocgt.jp/>

(2)がん相談支援センターにおける相談の対応方法等について

- がん相談支援センターにおける相談の対応方法等について検討委員会を設置する。
- がん診療連携拠点病院に設置されたがん相談支援センターにおいて、がんのゲノム医療に関する相談にどのように対応すべきが検討する。
- 上記で得られた検討結果を、がん相談支援センターの相談支援員にわかりやすく伝えるための資料を作成する。



遺伝子パネル検査に関するカウンセリングに係る職種の業務について



がんゲノム医療のコーディネーター

■業務

< 遺伝子パネル検査前 >

- ・ パネル検査に関する説明や、二次的所見(ゲノム検査等の過程において見いだされる偶発的所見)が発見される可能性を説明

< 遺伝子パネル検査後 >

- ・ 二次的所見を認めた患者を対象に、遺伝カウンセラーへの紹介を調整
- ・ 治療標的となる遺伝子異常が見つかった患者を対象に、治験等の紹介を調整

■想定される者

- ・ 厚生労働省事業「がんのゲノム医療従事者研修事業」(平成29年度～)の研修修了者(「がんゲノム医療コーディネーター」)等を想定

遺伝カウンセラー

■業務

- ・ 倫理的・法的・社会的課題(ELSI)への対応を含めた専門的な遺伝カウンセリングの提供
- ・ 主治医や他の診療部門との協力関係の構築・維持

■想定される者

- ・ 日本遺伝カウンセリング学会及び日本人類遺伝学会が認定する「認定遺伝カウンセラー」(遺伝カウンセラー養成課程の修士学位取得者)等を想定

遺伝医学の専門的医師

■業務

- ・ すべての診療科からのコンサルテーションに応じ、適切な遺伝医療を実行
- ・ 医療機関において発生することが予想される遺伝子に関連した問題の解決

■想定される者

- ・ 日本人類遺伝学会が認定する「臨床遺伝専門医」等を想定

「人材育成」に関する第3期中間評価について (第3期がん対策推進基本計画中間評価報告書より抜粋)

(中間評価指標及び指標測定結果)

| | | | | |
|------|--|------------------------------|------------------------------|--------------------|
| 4021 | 緩和ケア研修修了者数（医師・医師以外） （がん等における緩和ケア研修等事業） | 2021年度 157,715人 | 2020年度 145,727人 | 2019年度 139,467人 |
| 4022 | がんゲノム医療コーディネーター研修会参加人数 （がんのゲノム医療従事者研修事業） | 2021年度 976人 （累計2,202人） | 2020年度 674人 （累計1,226人） | 2019年度 216人 |
| 4023 | 小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会参加人数 （小児・AYA世代の長期フォローアップ体制整備事業） | 2021年度 257人 （累計946人） | 2019年度 214人 （累計527人） | 2018年度 204人 |
| 4024 | 緩和ケアに特化した講座を設置している大学の数 （文部科学省調査） | 2021年度 28大学 | 2020年度 24大学 | 2016年度 18大学 |

(がん対策推進協議会としてさらに推進が必要と考える事項)

がん医療の人材育成については、医学教育、各種教育・研修課程、拠点病院等におけるOn the Job Trainingなどが進んでおり、評価できる。

一方で、高度化するがん医療現場を担う人材の不足が解消しておらず、対処が必要である。また、「がんとの共生」の実現に向けて患者・家族ケアを実践する医療従事者の育成も重要である。さらに、創薬、ビッグデータの活用等、高度化したがん医療・研究を支える学際的専門職の育成も今後の課題である。

今後のがん医療・研究のあり方を踏まえ、必要な職種・人員、育成のあり方、具体的なスケジュールなどについて、文部科学省のがん専門医療人材養成事業などとも連携しつつ、医療関係機能団体、各種学会、拠点病院等の協力を得て推進していく必要がある。

「人材育成」分野の見直しの検討の視点

■ 第3期中間評価及びこれまでの議論を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

- がん医療の高度化が進む中で、がん対策を一層の推進する観点から、特に拠点病院等は、専門的な人材の育成を行うとともに、専門的な人材を積極的に配置していくこととしてはどうか。

(例) 第3期中間評価の議論で指摘されたもの

- 高度化するがん医療現場を担う人材
- 患者・家族ケアを実践する医療従事者
- 創薬、ビッグデータの活用等、高度化したがん医療・研究を支える学際的専門職
- 専門的な人材の育成を推進する観点から、関係団体及び文部科学省と引き続き連携して取り組んでいくことを盛り込んでどうか。
- 専門的な人材の育成のあり方については、高齢化や人口減少等の背景を踏まえ、人材の効率的な活用等を含め、引き続き検討することとしてはどうか。
- 評価については、現況報告書や各研修修了者数等を用いることとしてはどうか。また、専門的な人材に関する質的な評価については、患者体験調査等を用いてはどうか。



がん教育・

がんに関する知識の普及啓発

ひと、くらし、みらいのために

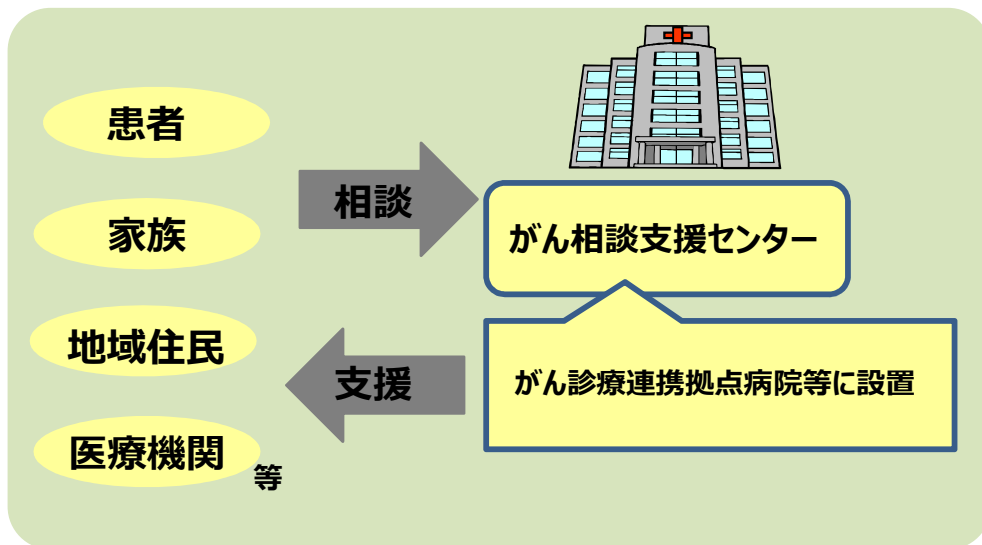


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

国民に対するがんの普及啓発

がん相談支援センター

- 全てのがん診療連携拠点病院等に設置
(令和4年4月1日時点、453施設)
- 主な業務
 - ・ がんの病態や標準的治療法等の情報提供
 - ・ 地域の医療機関に関する情報の提供
 - ・ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
 - ・ 地域における医療機関の連携事例の紹介 等



国立がん研究センターがん対策研究所 がん情報サービス

- 運営: 国立研究開発法人国立がん研究センター
がん対策研究所 (<http://ganjoho.jp>)
- 主な内容
 - ・ 各がんの解説、情報提供
 - ・ 診断・治療について
 - ・ 生活・療養について
 - ・ 予防・検診について
 - ・ がんの統計
 - ・ がん診療連携拠点病院等の検索 等

がん情報サービス
ganjoho.jp

サイト内検索

医療関係者、
向け

がん統計

がんの臨床
試験を探す

病名から探す | がんの治療と生活 | 制度やサービスを知る | がんの予防・検診 | 資料室

確かながんの情報をお届けします

当サイトは、国立がん研究センターが
運営する公式サイトです。

病名から探す

日本に多いがん

病名をキーワードで検索 (サイト内)

大腸がん
(結腸がん・直腸がん)

胃がん

肺がん

膵臓がん

肝細胞がん

前立腺がん

乳がん

部位・臓器から探す

あいう
50音順から探す

一覧から探す

※新たに診断される患者数が、1年間に10万人あたり30人以上のがんを「日本に多いがん」として掲載しています。こちらにお示しした以外のがんは、「部位・臓器から探す」または「50音順から探す」の入り口からお入りください。



がん対策推進企業等連携事業



○ 事務局：業務委託 (<https://www.gankenshin50.mhlw.go.jp>)

○ パートナー企業数：4,065社（令和3年度末現在）

○ 予算額：79,550千円（令和4年度）

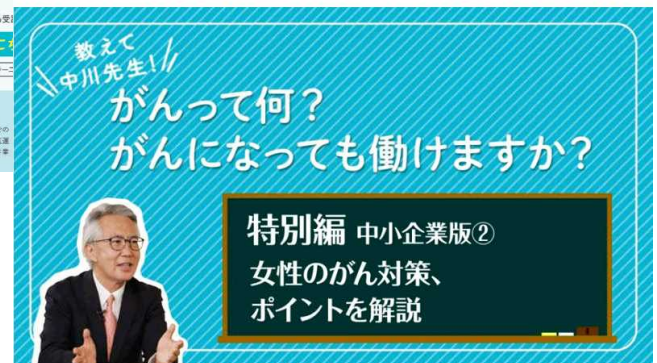
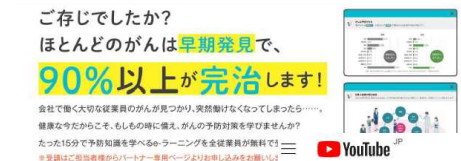
○ 事業目的：職域におけるがん対策推進
（がん検診受診率向上、がん患者の就労支援）

○ 事業内容：

- ・ 啓発資料の作成、SNS等を通じた情報発信
- ・ 企業向けセミナーによる意識啓発
- ・ アンケート調査等による職域がん対策に関する現状、課題把握
- ・ 意見交換会等による企業間の連携促進 等

○ 推進パートナーの役割：

| 社内における啓発活動 | 事業的・社会的な価値の創出 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ ポスター、小冊子、パンフレット等の掲載、配付 ■ 社員のがん検診の受診勧奨、受診状況の把握 ■ 社員ががんに罹患した場合の仕事と治療の両立支援のための制度の検討・導入 など | <ul style="list-style-type: none"> ■ 顧客などのステークホルダーに対する啓発や情報提供 ■ 企業方針としての打ち出し（顧客や従業員をがんから守るCSR活動など） など |



「がん教育、がんに関する知識の普及啓発」に関する第3期中間評価について (第3期がん対策推進基本計画中間評価報告書より抜粋)

(中間評価指標及び指標測定結果)

| | | | |
|------|---|--|--------------------|
| 4031 | 外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合 (がん教育実施状況調査) | 2018年度 8.1% | 2017年度 7.2% |
| 4032 | がん相談支援センター/相談支援センターを知っている患者・家族の数 (患者体験調査・小児患者体験調査) | 2018年度 成人：66.4% 2019年度 小児：66.4% | 2014年度 成人：56.0% |
| 4033 | がん対策推進企業アクションの参加企業数 (厚生労働省調査) | 2020年度 3,553 | 2018年度 2,908 |

(がん対策推進協議会としてさらに推進が必要と考える事項)

学校教育及び社会教育におけるがん教育やがんに関する知識の普及啓発については、更なる推進が必要とされている。特に、学校教育において、文部科学省と連携し、外部講師の更なる活用を含め、地域の実情に応じたがん教育の効果的な取組について引き続き検討していく必要がある。

「がん教育・がんに関する知識の普及啓発」分野の見直しの検討の視点

■ 第3期中間評価及びこれまでの議論を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

- がん教育の更なる充実に向けて、引き続き、文部科学省と連携して、小学校・中学校・高等学校の各段階に応じた教育を実施することとしてはどうか。
- 地域の実情に応じたがん教育の実施に向けて、文部科学省と連携し、医療従事者やがん患者等の外部講師も積極的に活用いただけるよう周知を進めるとともに、オンラインも活用した取組を推進することとしてはどうか。
- がん患者を含む国民に対して周知・啓発すべき内容について、資材のデジタル化といった工夫や、重点的に啓発すべき対象者にフォーカスする等、これまでの取組の効果や関係者の意見を踏まえ、より効果的な手法を用いて進めることとしてはどうか。
- 評価については、文部科学省の調査や患者体験調査、世論調査等を用いることとしてはどうか。

がん登録

4

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

がん登録の種類

| | 全国がん登録 | 院内がん登録 | 臓器がん登録 |
|------|--|---|--|
| 根拠法 | がん登録等の推進に関する法律 | がん登録等の推進に関する法律 (院内がん登録の実施に係る指針) | — |
| 目的 | がん対策の一層の充実 | がん医療の質の向上 医療機関の実態把握 等 | より適切な進行度分類の あり方の検討等 |
| 実施主体 | 国が主体となり 都道府県が法的受託 | がん診療連携拠点病院等 都道府県推薦病院 | 学会・研究会 |
| 登録対象 | 全ての病院と指定診療所の がん ^(注) 患者 | 実施主体施設のがん ^(注) 患者 | 実施主体により異なる |
| 収集項目 | 26項目 (氏名、生年月日、住所、がんの種類・ 進行度、発見経緯、治療内容、死亡日等) | 99項目 (氏名、生年月日、がんの種類・進行度、 発見経緯、病名の告知の有無、TNM分類、治 療内容、生存情報等) | 臓器により異なるが、 項目数は多い |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年1月 地域がん登録より移行 ※都道府県知事が認める場合、 地域がん登録事業も継続可能 平成28年症例より集計開始 | <ul style="list-style-type: none"> 平成18年よりがん診療連携拠点病院 では実施が指定要件 登録様式等は国立がん研究センター が提示 | <ul style="list-style-type: none"> 胃、大腸、肺 等 |

(注) 悪性新生物その他の政令で定める疾病

がん登録推進法の概要 1

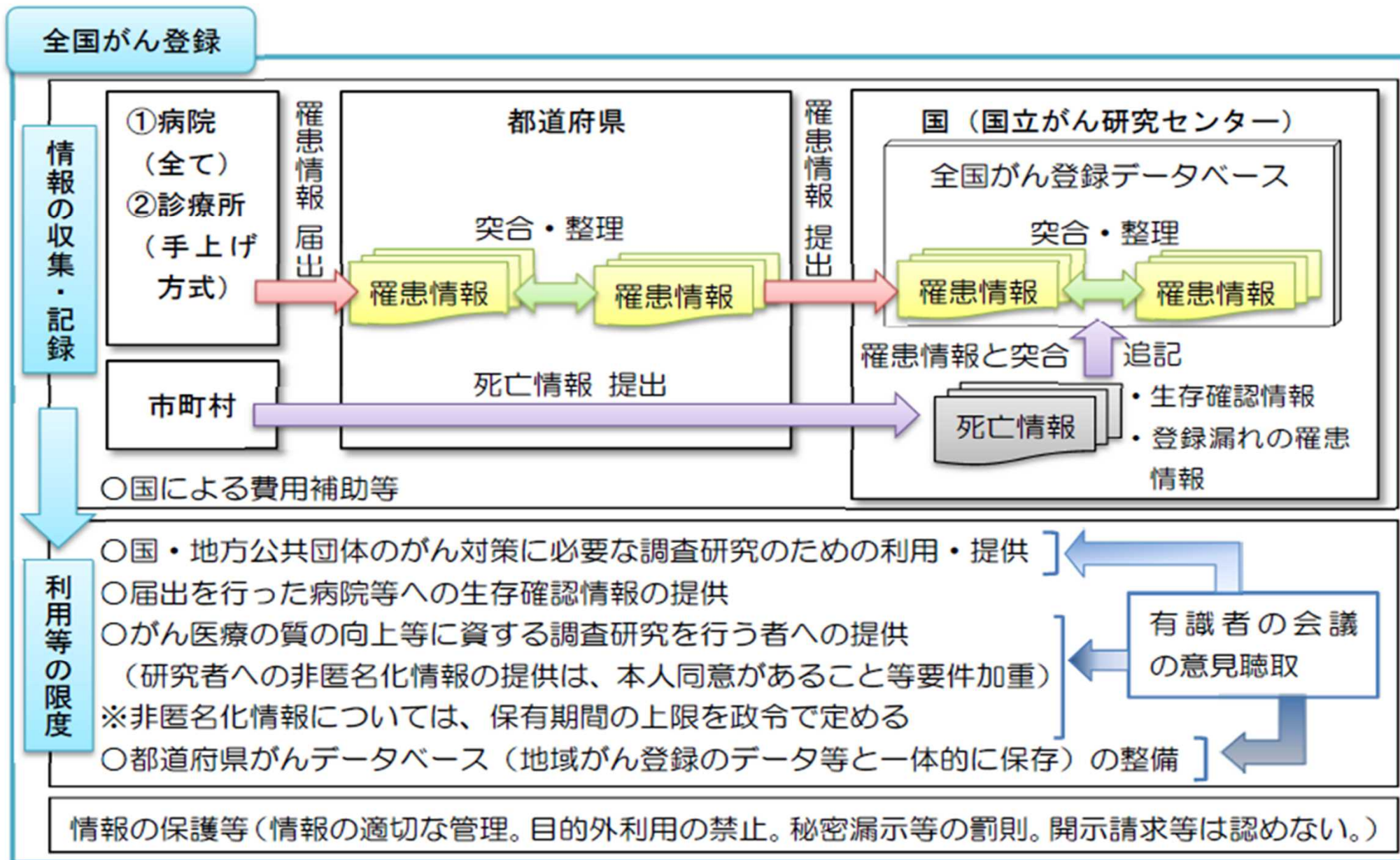
(平成25年12月成立・平成28年1月施行)

- 「全国がん登録」：国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

基本理念

- 1 全国がん登録：広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する
- 2 院内がん登録：全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
- 3 がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- 4 民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- 5 がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

がん登録推進法の概要 2



がん登録推進法の概要 3

院内がん登録等の推進

院内がん登録の推進、国によるがん治療情報の収集等のための体制整備

人材の育成

全国がん登録等の事務に従事する人材確保等のための必要な研修等

がん登録等の情報の活用

- 国・都道府県等
⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関
⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者
⇒がん医療の質の向上等に貢献



国民への情報提供を充実させ、がん医療の質の向上等を図り、がん対策を科学的知見に基づき実施

1. 全国がん登録情報等の利用範囲、匿名化の定義等の明確化 (民間事業者の利用について)

第20回厚生科学審議会 がん登録部会 (令和4年8月5日) 資料1より抜粋

課題の整理

- ・全国がん登録情報等の提供に係る規定のうち、第21条第3項、第4項、第8項及び第9項の利用目的（②がんに係る調査研究（がんの医療の質の向上等に資するもの）のため）については、民間事業者による利用がどこまで認められるか等、利用範囲が不明瞭である点が課題とされている。



検討に当たっての論点

- ・全国がん登録情報等の提供に係る規定のうち、第21条第3項、第4項、第8項及び第9項の利用目的（②がんに係る調査研究（がんの医療の質の向上等に資するもの）のため）について、民間事業者による利用を認めて良いか。またその際の基準についてどのように考えるべきか。

1. 全国がん登録情報等の利用範囲、匿名化の定義等の明確化 (民間事業者の利用について)

第20回厚生科学審議会 がん登録部会 (令和4年8月5日) 資料1より抜粋

【これまでの主なご意見】 (民間事業者の利活用について)

- 民間事業者による利用は、その利用目的や安全管理措置等が適切であれば認めるべき。
- ただし、海外の企業への情報提供の場合は、国内より慎重に検討すべきではないか。
- 営利活動と研究活動は必ずしも明確に区別できないため、何らかのルール・基準が必要。
- 利用目的の判断に当たっては、高齢者医療確保法等の規定に準ずるのが適当ではないか。
- 個人情報保護法の考え方に即して、主たる目的が何かというところで判断してはどうか。

対応方針 (案)

- DBに蓄積した情報の利活用をより広い主体に認めることは、がん医療の向上のために必要であるから、第21条第3項、第4項、第8項及び第9項の利用主体（「がんに係る調査研究を行う者」）については、民間事業者が除外されるものではない。
- 一方で、健康関連情報という機微な情報を扱うものであること、公費を用いて収集したデータであり、提供の可否について一定の基準が必要。
- 具体的には、利用目的が、がん登録推進法に定めるがんに係る調査研究であって「がんの医療の質の向上等に資するもの」であることを前提に、かつそれが治療法や医薬品の開発等を通じ、広く一般国民の利益となることが期待できるか、特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものでないか等を個別に審査し、「相当の公益性」が認められる場合には、提供を可能とする。
- 今後、運用上の実績を蓄積していくことで、基準の明確化を図る。

2. 院内がん登録全国収集データの利活用

課題の整理

- ・院内がん登録は、専門的ながん医療の提供を行う病院等において、がん登録推進法の施行前から実施されており、国立がん研究センターによる全国収集が平成19年より実施されてきた。
- ・その後、平成25年のがん登録推進法の制定により、専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院における努力義務という形で、法的に位置づけられ、実際の運用については、「院内がん登録の実施に係る指針」（平成27年厚生労働省告示第470号）が定められている。
- ・これについては、法制定後に、国立がん研究センターによる院内がん登録の全国収集の法的位置づけや利用範囲、利用手続等が明確に整理されてこなかったため、院内がん登録全国収集データの利活用が進んでいないことが課題とされている※。

※がん登録推進法施行前は、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会で策定したルールに基づき、国立がん研究センターに置かれた審査会の個別審査・承認を経て、院内がん登録全国収集データの利活用が行われてきたが、法施行後は、この運用が一時停止されている。



検討に当たっての論点

- ・院内がん登録全国収集データの利活用にあたって、がん登録推進法上に規定がないことから、当面の運用として法的整理及び具体的な提供ルールをどのように考えるべきか。
- ・全国収集データの更なる利活用を促進するため、今後どのような提供体制とすべきか。
- ・また、院内がん登録制度の位置づけについて、今後のあり方をどのように考えるべきか。

2. 院内がん登録全国収集データの利活用

【これまでの主なご意見】

（利活用について）

- 院内がん登録全国収集は、病院が実施主体である院内がん登録データを国立がん研究センターが収集している事業であり、全国がん登録のような国の事業ではないため、その利活用は拠点病院連絡協議会がん登録部会において運用すべき。
- 当面は、一般法である個人情報保護法の規定に従って運用していくこととするのが適当。個人情報法の規定との整理が必要。
- 利活用を進めて行くにあたっては、がん登録推進法の中でも一定のルールを定めておくことが必要ではないか。
- がん登録のデータ自体が直接的に患者に還元される患者還元の仕組みや、提供した情報が役に立っていることを患者が実感できるような方策について、患者側の意見も聴きながら検討していくことが必要ではないか。
- 患者個人に対しての情報提供については、相談支援センターでがん登録のデータベースを用いた情報提供体制の整備を進めているが、データそのものを患者に公開できない不完全な仕組みであり、更なる検討が必要。
- 院内がん登録から収集できる治療成績等をもとに医療の質の向上を図る体制を構築すべき。例えば都道府県のがん対策においては、院内がん登録のデータに拠点病院ごとの治療成績とか治療の内容とかを基に比較することが可能。

（今後のあり方について）

- 全国がん登録と院内がん登録の両者を独立、維持していく意義は何か。課題を整理し、役割を明確化することが必要。
- 院内がん登録の取組は、医療機関によって差がある。何らかのルールの明確化や均てん化が必要ではないか。
- 院内がん登録はがん医療の拠点となる病院のデータ収集が目的であり、実施率の向上よりも質の向上を図ることが重要。
- 院内がん登録は、全国がん登録と比較して、病院単位での集計が可能、翌年には統計が出る、詳細な医療情報等が収集されているためより詳細な分析が可能。一方で、全国がん登録は悉皆性のある統計データである。両者は目的が異なるため、2つの仕組みを維持することは必要。



2. 院内がん登録全国収集データの利活用



対応方針

- 院内がん登録全国収集データの利活用については、当面の間、院内がん登録の全国収集の実施主体である国立がん研究センターが、個人情報保護法第27条第1項第4号、第6号又は第7号に基づき、全国がん登録情報等の提供と同様の基準で、その利用・提供を進める。
- 一方で、院内がん登録全国収集データの更なる利活用を促進するため、がん登録推進法等の規定の整備を含め、対応を検討する。

3. 技術的課題の進め方について

課題の整理（安全管理措置基準の見直し）

- ・法第33条は情報の提供を受けた者に対し、その漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとしており、その具体的な安全管理措置等が、提供マニュアルにおいて定められている。
- ・提供マニュアルでは、非匿名化情報と匿名化情報で異なる安全管理措置基準を設けている。
- ・これらについては、その基準の厳しさから自治体、医療機関、研究機関等において、全国がん登録情報等の利用が制限されていること、また現在の情報セキュリティの在り方に沿った見直しが必要であること等が指摘されており、その見直しが課題とされている。

課題の整理（全国がん登録情報等の提供におけるリモートアクセスの体制整備）

- ・全国がん登録情報等の提供におけるリモートアクセスとは、例えば全国がん登録情報等を提供された研究者のPC等に、別の研究者が遠隔でインターネット回線を通じてアクセスすることや、共通クラウドでの全国がん登録情報等の提供・利用をいう。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響下でリモートでの作業のニーズが高まったことや、利便性向上の観点等から、リモートアクセスの可否及びその安全管理措置等の検討が課題とされている。



対応方針（案）

- ・いずれも令和5年度において調査研究事業を行い、検討結果を踏まえ、マニュアルの見直し等を行う。

4. 法第20条に基づいて提供された情報の取扱い

課題の整理

- 全国の病院等から収集された全国がん登録情報は、第20条に基づき国立がん研究センター、都道府県がん登録室から、届出施設の院内がん登録を取扱う管理室に還元されている。
- 第20条に基づき各病院に提供される情報は、第30条から第34条に基づく管理が求められることから、目的外利用となる診療録への転記が許されていない。
- 一方で、生存確認情報（死亡及び死因情報）は、病院等で生存確認調査を行うことが難しく、また、死亡情報の有無は治療法の評価に直結するなど医学研究において重要なデータであり、実務上、診療録への転記に係るニーズが大きいことから、第20条に基づいて提供された情報の取扱いが課題とされている。
- 特に、保有期間については第32条の規定による制限を受けるため、最長で15年間とされており、院内がん登録に還元した場合等における当該保有期間の考え方についても見直しが課題とされている。

4. 法第20条に基づいて提供された情報の取扱い

検討に当たっての論点（案）

- ・法第20条に基づいて提供された情報（特に生存確認情報）を診療録へ転記できる体制の整備について、どのように考えるべきか。特に転記された情報について、がん登録推進法との関係をどのように考えるか。
- ・また、院内がん登録への情報の還元及び診療録への転記において、還元又は転記後の情報に保有期間を設けることの、実務上の必要性や適正について、どのように考えるべきか。

「がん登録」に関する第3期中間評価について (第3期がん対策推進基本計画中間評価報告書より抜粋)

(中間評価指標及び指標測定結果)

| | | | 2019年 | 2017年 | 2016年 |
|------|-------------------------|-----------|-------|-------|-------|
| 2111 | 全国がん登録の精度指標としてのMI比・%DCO | 全国(男女)MI比 | 0.38 | 0.38 | 0.37 |
| | | %DCO | 1.92% | 2.06% | 3.23% |

(がん対策推進協議会としてさらに推進が必要と考える事項)

精度管理については一定の成果が見られ、引き続き、がん登録情報を用いた研究や患者への情報提供等、さらに利活用が推進されるよう取組を進めていく必要がある。

「がん登録」分野の見直しの検討の視点

■ 第3期中間評価及びこれまでの議論を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

- 登録される情報の精度は向上してきており、がん対策の充実に向けて、がん登録情報の利活用を推進する観点から、引き続き、質の高い情報収集に資する精度管理に取り組むこととしてはどうか。
- 利活用の推進について、がん登録推進法等の規定の整備を含めた現行の課題の克服に向けた議論を、がん登録部会において引き続き進めてはどうか。
- 評価については、精度管理指標に加えて、利活用推進の観点から提供した事例数等を盛り込むこととしてはどうか。

患者・市民参画の推進

「患者・市民参画の推進」分野に関連する第3期基本計画の記載

(第3期がん対策推進基本計画 「『がん研究』取り組むべき施策」より抜粋)

A M E Dは、海外の研究体制と同様、我が国でも患者やがん経験者が研究のデザインや評価に参画できる体制を構築するため、平成30（2018）年度より、患者及びがん経験者の参画によって、がん研究を推進するための取組を開始する。また、国は、研究の計画立案と評価に参画可能な患者を教育するためのプログラムの策定を開始する。

(第3期がん対策推進基本計画「第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」より抜粋)

3. がん患者を含めた国民の努力

がん患者を含めた国民は、法第6条のとおり、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払い、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めることとされており、今後のがん医療の向上に資するよう、以下の点についても努力していくことが望まれる。

- がん医療は、がん患者、家族、医療従事者の人間関係を基盤として成り立っていることから、医療従事者のみならず、がん患者やその家族も、医療従事者と信頼関係を築くことができるよう努めること。
- がん患者が適切な医療を受けるためには、セカンドオピニオンに関する情報の提示、がんに関する十分な説明、相談支援等が重要であるが、がん患者やその家族も、医療従事者からの説明を受けながら、病態や治療内容等について、理解するよう努めること。
- がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策を実現させるため、がん患者を含めた国民も、国、地方公共団体、関係者等と協力して、都道府県におけるがん対策の議論に参画するなど、がん医療や、がん患者とその家族に対する支援を充実させることの重要性を認識し、行動するよう努めること。
- 国や地方公共団体が国民の理解を得るために行う普及啓発は重要であるが、治験を含む臨床試験を円滑に進めていくためには、がん患者の協力が不可欠であることから、がん患者を含めた国民も、がんに関する臨床試験の意義を理解するよう努めること。

4. 患者団体等との協力

国及び地方公共団体は、民間団体が行うがん患者の支援に関する活動、がん患者の団体が行う情報交換等の活動等を支援するため、情報提供その他の必要な施策を講ずるよう努める。

「都道府県がん対策推進計画の策定過程におけるがん患者を代表する者の参加割合」に関する第3期中間評価について

(第3期がん対策推進基本計画中間評価報告書より抜粋)

(中間評価指標及び指標測定結果)

| | | | |
|------|--------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 4001 | 都道府県がん対策推進計画の策定過程におけるがん患者を代表する者の参加割合 | 2020年度 13.7% | 2019年度 13.6% |
|------|--------------------------------------|-----------------|-----------------|

(がん対策推進協議会としてさらに推進が必要と考える事項)

都道府県計画の策定過程におけるがん患者を代表する者の参加については、国のがん対策推進協議会の参加割合を参考にし、各都道府県とも連携し、偏りのない性別や世代、様々ながん種のがん患者等の意見の把握及び施策への反映を推進していく体制を確保する必要がある。

「患者・市民参画の推進」分野の検討の視点

■ 第3期中間評価及びこれまでの議論を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

- 患者本位のがん対策の充実に向けて、国におけるがん対策推進基本計画の策定過程、及び各都道府県における都道府県がん対策計画策定過程について、引き続き、性別、世代、がん種等、多様ながん患者等に参画いただくこととしてはどうか。
- 患者・市民参画の推進に向けて、様々な分野から参画できる仕組みについて諸外国の事例も踏まえ、検討することとしてはどうか。
- 第3期において、特にがん研究分野で推進してきたところであるが、研究成果も踏まえ、その知見を各分野に展開することとしてはどうか。
- 患者・市民参画を推進するにあたって、医療者側にも十分な理解が得られるよう啓発等に取り組むこととしてはどうか。

デジタル化の推進



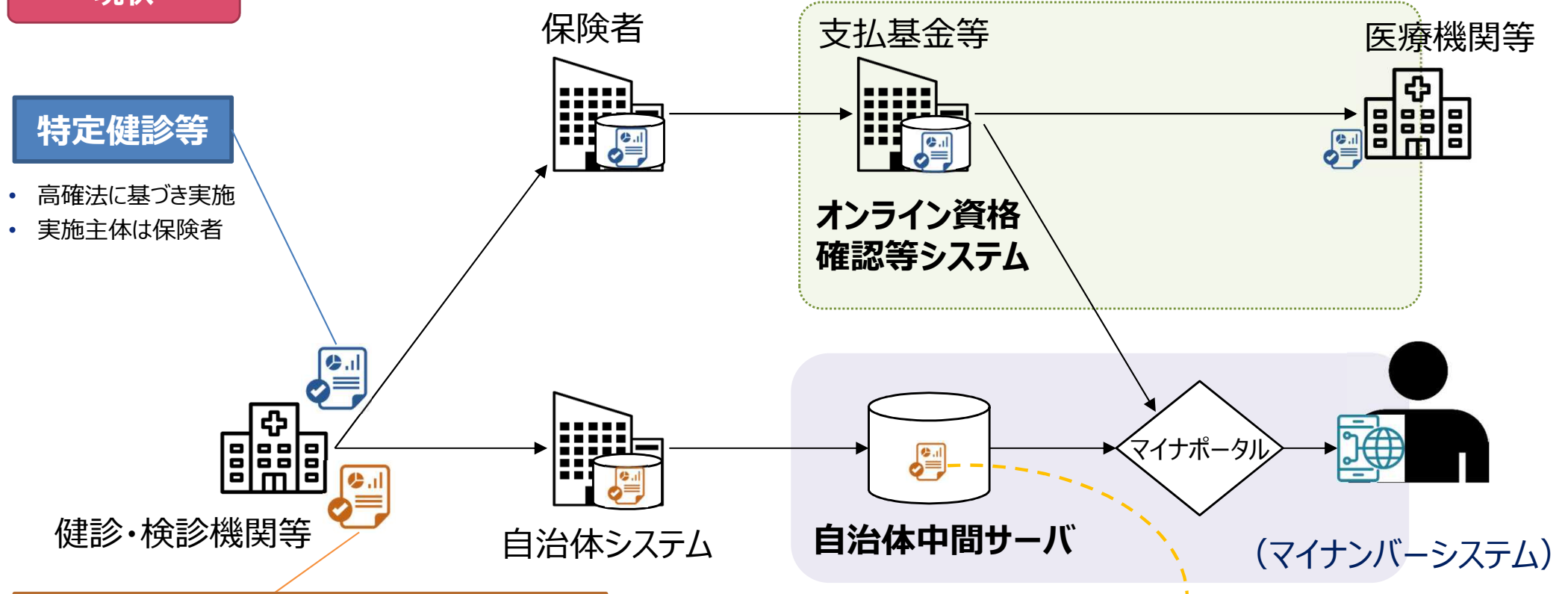
オンライン資格確認等システムと自治体中間サーバ

現状

特定健診等

- 高確法に基づき実施
- 実施主体は保険者

特定健診等については、本人同意があれば、医療機関等で閲覧できる



自治体検診・予防接種歴・乳幼児健診

- 健康増進法等に基づき実施
- 実施主体は自治体

自治体検診については、令和4年6月より副本（※）が格納
予防接種歴・乳幼児健診については、すでに副本が格納済

(※) 自治体システムに格納されたデータのコピー

「デジタル化の推進」分野の検討の視点

■ 第3期中間評価及びこれまでの議論を踏まえ、以下の点についてどのように考えるか。

- 自治体や拠点病院等における取組をより効果的かつ効率的に推進する観点から、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の各分野において、デジタル技術の活用等を検討することとしてはどうか。

(例)

- 「がん予防」：PHRの推進、がん検診受診勧奨や検診申込のオンライン化 等
 - 「がん医療の充実」：現況報告書のオンライン化、連携する医療機関とのオンライン会議 等
 - 「がんとの共生」：相談支援のオンライン化、効果的な情報提供
- デジタル化を推進するにあたって、がん患者等の機微な情報を取り扱う場合もあり、個人情報保護の観点には十分留意することとしてはどうか。

(参考) 個人情報保護等に関するがん対策基本法における記載

がん対策基本法

(基本理念)

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

～

四 がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること。

～

八 がん患者の個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者(その家族を含む。第二十条及び第二十二条において同じ。)に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。